

ときがわ町ガイドブック

〔発行〕 都幾川村・玉川村合併協議会
〔発行日〕 平成18年1月
〔デザイン・印刷〕 たつみ印刷株式会社



Tokigawa Guide Book



住所変更による
手続は？

6

結婚します！
子どもができた！

17

転出・転入の
届出は？

18

印鑑登録って
どうするの？

18

相談したい
ことがある

20

水道の届出は？

21

ごみの出し方は？

24

予防接種を
受けたい

25

どんな福祉
サービスがあるの？

27

国民健康保険・年金の
手続は？

33

奨学金制度って？

36

町のイベントや
情報を知りたい

37

1

役場案内

組 織
第二庁舎窓口センター取扱業務

5

合併に関すること
住所表示

住所表示
住所の表示変更により必要となる手続等

vol.1

17

暮らしに関すること
戸籍届出・住民登録・印鑑登録

戸籍の届出
住民登録・外国人登録
印鑑登録
証明書及び手数料

vol.2

20

暮らしに関すること
生活・環境

総合相談
水 道
浄化槽
飼い犬
ご み

vol.3

25

暮らしに関すること
健康・福祉

健 康
予防接種
子育て
障害者福祉
高齢者福祉
児童福祉
介護保険

vol.4

31

暮らしに関すること
税 金

税 金

vol.5

33

暮らしに関すること
国民健康保険・年金

国民健康保険
国民年金

vol.6

36

暮らしに関すること
教 育

教 育

vol.7

37

暮らしに関すること
町議会・広報

町議会
広 報

vol.8

38

暮らしに関すること
各種機関等

各種機関等

役場案内

住所表示

戸籍登録・印鑑登録

生活・環境

健康・福祉

税金

国民健康保険・年金

教育

議会・広報

種機関等

組 織

【代表電話】 0493-65-1521

ときがわ町役場 本庁舎（旧玉川村役場）〒355-0395 比企郡ときがわ町大字玉川2490番地
第二庁舎（旧都幾川村役場） 〒355-0396 比企郡ときがわ町大字桃木32番地

組 織	事 務 等	所在場所
総 務 課	条例、情報公開、人権政策・保護、広報、防災計画に関することなど	本庁舎
家族相談支援センター	家族相談支援、行政相談、各種相談業務及び調整など	※
企画財政課	計画立案、予算編成、行政改革、町営バスに関することなど	本庁舎
税 務 課	税（国民健康保険税を含む。）に関することなど	本庁舎
町 民 課	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、老人保健、国民年金に関することなど	本庁舎
保健センター	住民健診、保健センター管理に関することなど	※
窓口センター	第二庁舎窓口に関することなど	第二庁舎
福 祉 課	福祉全般、子育て支援、介護保険、災害救助、青少年対策に関することなど	本庁舎
地域包括支援センター（注）	介護予防、高齢者の包括的支援に関することなど	※
保 育 園	保育園、子育て支援センターに関することなど	※
環 境 課	廃棄物処理、犬の登録、浄化槽に関することなど	本庁舎
産業観光課	農林業振興、商工業振興、観光に関することなど	第二庁舎
地域振興室	地域振興に関することなど	※
建 設 課	道路橋りょう、境界確認、地籍調査、都市計画に関することなど	第二庁舎
会 計 室	町費の収入支出に関することなど	本庁舎
教育総務課	児童生徒の就学、学校教育、教育委員会に関することなど	第二庁舎
学校給食センター	学校給食に関すること	※
生涯学習課	社会教育、スポーツ振興、文化財保護に関することなど	第二庁舎
玉川公民館	管理、運営に関することなど	※
都幾川公民館・図書室		※
文化センター（アスパアたまがわ）		※
図 書 館		※
体育センター（せせらぎホール）		※
玉川トレーニングセンター		※
水 道 課	水道施設の建設、管理及び補修に関することなど	第二庁舎
議会事務局	町議会の全般にわたる事務	第二庁舎
監査委員事務局	町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査事務など	第二庁舎
選挙管理委員会事務局	各種公職選挙、選挙人名簿の調製及び管理など	本庁舎
公平委員会事務局	職員の不利益処分の不服申立て・勤務条件措置要求の審査など	第二庁舎
固定資産評価審査委員会事務局	固定資産評価額に対する不服申立ての審査など	第二庁舎
農業委員会事務局	農地転用、農家証明、農地の賃貸借等の事務及び許可など	第二庁舎

※印の住所、電話番号は38ページをご覧ください。
（注）地域包括支援センターは、平成18年4月1日設置予定

第二庁舎窓口センター取扱業務

次の業務に限り、第二庁舎（旧都幾川村役場）でも取り扱います。

● 会計室関係 ●
税、保険料、保育料、使用料、手数料などの収納

● 町民課関係 ●
住民票の写しの交付
印鑑登録証明書の発行
戸籍謄本、抄本の交付
国民年金裁定に伴う記載事項証明（居住地）の発行

● 福祉課関係 ●
重度心身障害者医療費支給請求書の配布、受理
乳幼児医療費支給申請書の配布、受理
子育て支援児童医療費支給申請書の配布、受理
ひとり親家庭等の医療費支給申請書の配布、受理
指定保養所（温泉等）の利用補助券申請の配布、受理
福祉はり、きゅう、マッサージ利用補助券の配布、受理

● 税務課関係 ●
個人住民税
町県民税決定証明書の発行
所得証明書（児童手当用を含みます。）の発行
課税証明書の発行
非課税証明書の発行

固定資産税
評価証明書の発行
課税台帳記載事項証明書の発行
公租公課証明書の発行
資産証明書の発行
所有証明書の発行

公図の閲覧及び写しの交付

納税証明書の発行（来庁者の方の指定様式の場合を除きます。）
町県民税、固定資産税
国民健康保険税
軽自動車税（継続車検用を含みます。）

事 業 所
営業証明書の発行
所在証明書の発行

※取扱う業務の詳細は、窓口センターにお問い合わせください。
※各種届出（土・日なども含みます。）は、第二庁舎（旧都幾川村役場）では受け付けできません。

合併に関すること

Tokigawa Guide Book

住所表示



住所表示

住所表示の変更については、下記のとおりです。なお、郵便番号については、大字瀬戸を除き変更ありません。

旧都幾川村

変 更 前	変 更 後
比企郡都幾川村大字番匠	比企郡ときがわ町大字番匠
比企郡都幾川村大字本郷	比企郡ときがわ町大字本郷
比企郡都幾川村大字別所	比企郡ときがわ町大字別所
比企郡都幾川村大字田中	比企郡ときがわ町大字田中
比企郡都幾川村大字桃木	比企郡ときがわ町大字桃木
比企郡都幾川村大字関堀	比企郡ときがわ町大字関堀
比企郡都幾川村大字馬場	比企郡ときがわ町大字馬場
比企郡都幾川村大字瀬戸	比企郡ときがわ町大字瀬戸元上 比企郡ときがわ町大字瀬戸元下
比企郡都幾川村大字大附	比企郡ときがわ町大字大附
比企郡都幾川村大字西平	比企郡ときがわ町大字西平
比企郡都幾川村大字雲河原	比企郡ときがわ町大字雲河原
比企郡都幾川村大字大野	比企郡ときがわ町大字大野
比企郡都幾川村大字梶平	比企郡ときがわ町大字梶平

旧玉川村

変 更 前	変 更 後
比企郡玉川村大字玉川	比企郡ときがわ町大字玉川
比企郡玉川村大字田黒	比企郡ときがわ町大字田黒
比企郡玉川村大字五明	比企郡ときがわ町大字五明
比企郡玉川村大字日影	比企郡ときがわ町大字日影

住所の表示変更により必要となる手続等

合併に伴い住所の表示が変更となることにより、手続などが必要となる場合がありますので、次の表を参考に、必要な手続を行ってください。

なお、手続の際に住所表示変更の証明書が必要な場合は、平成18年2月1日以降、ときがわ町役場本庁舎町民課及び第二庁舎の窓口センターで証明書の発行を受けてください。（交付手数料は無料です。）

● ご注意ください ●

旧都幾川村の大字瀬戸地内にお住まいの方については、以下の表の手続方法等と異なる場合がありますので大変お手数ですが該当する項目については、関係機関にご確認をお願いします。

官公署関係・その他

件 名	該当者	手 続 方 法 等	お問い合わせ
電話番号	電話利用者	電話番号の変更はありません。	NTT東日本埼玉支店116センター 〒359-8533 所沢市並木1-4 0120-490116
電話帳記載の住所		住所変更の手続は必要ありません。	
NHK（日本放送協会）	契約者等	住所変更の手続は必要ありません。	NHKさいたま放送局 大宮営業センター 〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル7F 048-643-1030
電気料金の契約関係	契約者等	住所変更の手続は必要ありません。	東京電力㈱東松山営業センター 〒355-0014 東松山市松本町2-6-20 0120-995441
電気の使用者の住所	電気使用者	住所変更の手続は必要ありません。	
郵便貯金通帳等	貯金者等	住所変更の手続は必要ありません。	最寄りの郵便局
非課税貯金	貯金者等	手続が必要です。手続に必要なものは次のとおりです。 異動届（郵便局備付） 本人確認資料（新住所記載のもの） 貯金証書 印 鑑（届出印）	
簡易保険	契約者等	住所変更の手続は必要ありません。	
キャッシュカード（郵便局）	カード所有者	住所変更の手続は必要ありません。	

次のページにつづく

件 名	該当者	手 続 方 法 等	お問い合わせ
預金通帳等	預金者等	ご利用の金融機関にお問い合わせください。	ご利用の金融機関
キャッシュカード (郵便局以外)	キャッシュ カード所有者	ご利用の金融機関にお問い合わせください。	ご利用の金融機関
保険証書（証券）等	保険加入者	ご契約の保険会社にお問い合わせください。	ご契約の保険会社
クレジットカード	クレジット カード所有者	お取引のクレジット会社にお問い合わせください。	ご利用のクレジットカード会社
各種有価証券	証券所有者	お取引の各取扱いの窓口にお問い合わせください。	規約等に定める窓口
国民年金の受給者の 住所	国民年金の 受給者	住所変更の手続は必要ありません。	川越社会保険事務所 〒350-1196 川越市脇田本町15-13 東上パールビル 049-242-2345
国民年金の被保険者の 住所	国民年金の 被保険者		
厚生年金の受給者の住 所	厚生年金の 受給者		
厚生年金の被保険者の 住所	厚生年金の 被保険者		
老齢福祉年金の受給者 の住所	老齢福祉年金 の受給者		
自動車検査証	軽自動車 (三輪、四輪) の所有者及び 使用者	原則住所変更の手続は必要ありません。 ※新町名に変更されたものとみな されますが、申請により変更 することができます。変更を希望 される方は、軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所にお問い合 わせください。	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 〒366-0812 深谷市折之口1990-8 048-574-1662 テレホンサービス 048-551-2131

次のページにつづく

件 名	該当者	手 続 方 法 等	お問い合わせ
自動車検査証	登録自動車 及び小型の 二輪自動車の 所有者及び 使用者	原則住所変更の手続は必要ありま せん。 ※新町名に変更されたものとみ なされますが、申請により変更 することができます。変更を希 望される方は、熊谷自動車検査 登録事務所にお問い合わせくだ さい。	埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 登録部門 〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原701-4 048-532-8121
軽自動車届出済証	軽自動車 (126CC以上 250CC以下) の所有者及び 使用者	原則住所変更の手続は必要ありま せん。 ※新町名に変更されたものとみ なされますが、申請により変更 することができます。変更を希 望される方は、熊谷自動車検査 登録事務所にお問い合わせくだ さい。	
旅券（パスポート）	旅券 (パスポート) 所持者	住所変更の手続は必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の 現住所等はお自身で訂正いただ いて結構です。ただし、他のページ に書き込みをすると旅券（パスポ ート）が無効となりますのでご注 意ください。	埼玉県パスポートセンター 川越支所 〒350-1122 川越市脇田町105 アトレ7F 049-229-1520
	旅券 (パスポート) 申請者	旅券（パスポート）発給申請のた めに申請時6か月以内に取得した 住民票、戸籍謄本（抄本）は合併前 のものでも使用できますので、再 度取得する必要はありません。	
不動産（土地登記簿、 建物登記簿）の所在	—	住所変更の手続は必要ありません。 法務局において職権で変更します。	さいたま地方法務局東松山支局 〒355-0011 東松山市加美町1-16 0493-22-0379
不動産所有者、抵当権 者、仮登記等の権利者 (土地登記簿、建物登記 簿等)の住所	土地建物の登 記簿等に都幾 川村、玉川村 の住所で登記 されている方	住所変更の手続は必要ありません。 合併により住所の表示が変更とな りますが、みなし規定により読み 替えられますので、そのままでも 問題ありません。 なお、変更を希望される方は、新 町で発行する証明書等を登記申請 書に添付して申請することができます。 (この登記の際の登録免許税 は必要ありません。)	

次のページにつづく

件 名	該当者	手 続 方 法 等	お問い合わせ
会社等（商業登記簿、法人登記簿等）の本店、主たる事務所と役員の住所	会社等の代表者	本店、主たる事務所及び役員の住所変更の手続は必要ありません。法務局において職権で変更します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、変更の申出をすることができます。（この申出は無料です。）	さいたま地方法務局東松山支局 〒355-0011 東松山市加美町1-16 0493-22-0379
不動産鑑定士（補）の変更登録	不動産鑑定士（補）	合併後、速やかに住所変更の手続を行ってください。住所変更の手続の際には、新町で発行する証明書等を添付してください。	埼玉県都市整備部開発指導課 総務・地価担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5484
不動産鑑定業の変更登録	不動産鑑定業者		
宅地建物取引主任者資格登録の変更	宅地建物取引主任者		埼玉県都市整備部開発指導課 宅建業免許担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5492
宅地建物取引業免許の登録の変更	宅地建物取引業免許業者		
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	更新時に変更しますので、住所変更の手続は必要ありません。ただし、住所変更を希望される方は、新町で発行する証明書等を添付して警察署又は運転免許センターで手続を行ってください。	埼玉県小川警察署（交通課） 〒355-0321 比企郡小川町大字小川334 0493-74-0110
道路使用許可証	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	
駐車許可証	許可証等の交付を受けている方		
通行禁止道路通行許可証	許可証等の交付を受けている方		
猟銃・空気銃所持許可証	許可証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県小川警察署（生活安全課） 〒355-0321 比企郡小川町大字小川334 0493-74-0110

次のページにつづく

件 名	該 当 者	手 続 方 法 等	お 問 い 合 せ
銃砲刀剣類所持許可証	銃砲刀剣類 所持者	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県小川警察署（生活安全課） 〒355-0321 比企郡小川町大字小川334 0493-74-0110
猟銃用火薬类等譲受 許可証	猟銃等所持者		
狩猟免許	免許を お持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。 住所変更を希望される方は、合併 後、免許（原本）と印鑑を持参し、 西部環境管理事務所にて新町で発 行する証明書等をご提出ください。	埼玉県西部環境管理事務所 〒350-1124 川越市新宿町1-1-1 049-244-1250
狩猟者登録証	登録証を お持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。	
建設工事の 入札参加資格審査	資格審査を 受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県県土整備部建設業課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5183
建設業許可	許可証を お持ちの方		
解体工事業の登録	登録を 行っている方		
浄化槽工事業の登録	登録を 行っている方		
特例浄化槽工事業の 届出	届出を 行っている方		
(埼玉県) 道路占用許可	許可証の 交付を 受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県東松山県土整備事務所 〒355-0024 東松山市六軒町5-1 0493-22-2333
(埼玉県) 河川占用許可			

次のページにつづく

件名	該当者	手続方法等	お問い合わせ
厚生労働大臣免許の書換（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、歯科技工士、診療放射線技師、衛生検査技師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士）	免許をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県東松山保健所 〒355-0037 東松山市若松町2-6-45 0493-22-0280
原爆被害者対策事業に係る手当等を受給されている方	受給者の方	住所変更の手続は必要ありませんが、変更を希望される方は、埼玉県東松山保健所にお問い合わせください。	
特定疾患医療給付制度を受けている方	受給者の方	住所変更の手続は必要ありませんが、変更を希望される方は、埼玉県東松山保健所にお問い合わせください。	
食品営業者の方	食品営業の方	住所変更の手続は必要ありませんが、食品の製造所所在地の表示は合併の期日（平成18年2月1日）をもって合併後の製造所所在地を記載しないと食品営業法違反となります。（漬物、こんにゃく、カット野菜、弁当、惣菜、豆腐、菓子、食肉等製造加工業者）。猶予期間はありませんので、合併後古い所在地表示での販売はできなくなります。詳しくは埼玉県東松山保健所にお問い合わせください。	
お勤め先への届出住所	—	それぞれのお勤め先にお問い合わせください。	—

ときがわ町役場関係

件名	該当者	手続方法等	担当課
住民票・戸籍	—	住所変更の手続は必要ありません。	町民課
住民票コード	—	住所変更の手続は必要ありません。住民票コードは合併後も変わりませんので、そのままご利用いただけます。	町民課
住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお持ちの方	住所変更の手続が必要となります。町民課で手続をしてください。	町民課
印鑑登録証	印鑑登録証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。現在の印鑑登録証は引き続き使用できます。	町民課
外国人登録証明書	外国人登録をされている方	住所変更の手続は必要ありません。登録カードの住所を町民課において職権で修正します。	町民課
国民健康保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい被保険者証は、平成18年3月末日までに郵送しますので、それまでの間はこれまでの保険証を使用してください。	町民課
国民健康保険高齢受給者証	受給者証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい受給者証は、平成18年2月1日までに郵送します。	町民課
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい認定証は、平成18年2月1日までに郵送します。	町民課
国民健康保険特定疾病療養受領証	受領証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい受領証は、平成18年2月1日までに郵送します。	町民課
老人保健医療費受給者証	受給者証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい受給者証は、平成18年2月1日までに郵送します。	町民課
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい認定証は、平成18年2月1日までに郵送します。	町民課
老人医療の特定疾病療養受領証	受領証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい認定証は、平成18年2月1日までに郵送します。	町民課

次のページにつづく

件 名	該当者	手 続 方 法 等	担 当 課
児童手当	手当を受給されている方	住所変更の手続は必要ありません。	福祉課
児童扶養手当	手当を受給されている方	住所変更の手続は必要ありませんが、証書に記載されている住所についてときがわ町への表記の変更を希望される場合は福祉課で受付します。	福祉課
特別児童扶養手当	手当を受給されている方		福祉課
乳幼児医療費受給者証	受給者証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい受給者証は、平成18年2月中に郵送します。	福祉課
子育て支援児童医療費受給者証	受給者証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい受給者証は、平成18年2月中に郵送します。	福祉課
重度心身障害者医療費受給者証	受給者証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい受給者証は、平成18年2月中に郵送します。	福祉課
ひとり親家庭等医療費受給者証	受給者証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい受給者証は、平成18年2月中に郵送します。	福祉課
精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありませんが、手帳に記載されている住所についてときがわ町への表記の変更を希望される場合は福祉課で受付します。	福祉課
精神障害者通院医療公費負担患者票	患者票をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありませんが、手帳に記載されている住所についてときがわ町への表記の変更を希望される場合は福祉課で受付します。	福祉課
在宅重度心身障害者手当	手当を受給されている方	住所変更の手続は必要ありません。	福祉課
特別障害者等手当	手当を受給されている方	住所変更の手続は必要ありません。	福祉課
身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありませんが、手帳に記載されている住所についてときがわ町への表記の変更を希望される場合は福祉課で受付します。	福祉課

次のページにつづく

件 名	該当者	手 続 方 法 等	担 当 課
療育手帳	手帳をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありませんが、手帳に記載されている住所についてときがわ町への表記の変更を希望される場合は福祉課で受付します。	福祉課
介護保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。新しい被保険者証は、平成18年2月末日までに郵送します。	福祉課
水道使用者の住所	水道使用者	住所変更の手続は必要ありません。	水道課
水道契約者の住所	契約者等	住所変更の手続は必要ありません。	水道課
水道料金の契約関係	契約者等	住所変更の手続は必要ありません。	水道課
浄化槽使用者の住所	浄化槽使用者	住所変更の手続は必要ありません。	環境課
犬の飼い主の住所	犬の飼い主	住所変更の手続は必要ありません。	環境課
鳥獣飼養登録票	登録票をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。	環境課
(町) 道路占用許可	許可書の交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	建設課
(町) 河川占用許可	許可書の交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	建設課
(町) 法定外公共物使用許可	許可書の交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	建設課
母子健康手帳	手帳をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。	保健センター
幼稚園、小学校、中学校への住所変更手続	在学者等	住所変更の手続は必要ありません。ただし、国立、私立の学校等については個々にご確認ください。	教育総務課
原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	標識の交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。現在お使いのナンバープレートは合併後もそのまま使用できます。	税務課
建設工事等入札参加資格者名簿登録	名簿登録されている方	住所変更の手続は必要ありません。	企画財政課
(町) 森林管理道占用許可	許可書の交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	産業観光課



くらしに関すること

Tokigawa Guide Book

戸籍届出・住民登録・印鑑登録
生活・環境
健康・福祉
税金
国民健康保険・年金
教育
町議会・広報
各種機関等

戸籍の届出

【本庁舎 町民課】

戸籍に関する届出には、下記に記載した内容のほかに、入籍届、養子縁組届、認知届、失踪届、帰化届などがあります。届出には免許証、パスポートなどの官公署が発行した身分証明書が必要です。

詳しくは、町民課へお問い合わせください。

種 類	期 間	必要なもの	届 出 人
出 生 届	生まれた日から14日以内	・ 印 鑑 ・ 母子健康手帳 ・ 国民健康保険証（加入者） ・ 出生証明書	父又は母
婚 姻 届	期間に定めはありません。（届け出た日から法律的に効果が生じます。）	・ 印 鑑 ・ 戸籍謄本 ・ 国民健康保険証（加入者） ・ 国民年金手帳（加入者）	夫婦となる人
離 婚 届	裁判等による離婚の場合は確定の日から10日以内	・ 印 鑑 ・ 戸籍謄本 ・ 裁判等による離婚の場合は、裁判所で発行される書類 ・ 国民健康保険証（加入者） ・ 国民年金手帳（加入者）	夫及び妻
死 亡 届	死亡の事実を知った日から7日以内	・ 印 鑑 ・ 死亡診断書	同居の親族等
転 籍 届	—	・ 印 鑑 ・ 戸籍謄本	筆頭者及び配偶者

住民登録・外国人登録

【本庁舎 町民課】

住民登録・外国人登録は、住所や家族構成などの居住関係を証明するもので、就学、選挙、国民健康保険などの町民生活の基礎となるものです。住所や世帯が変わるときは、町民課へ届け出てください。

種 類	期 間	必要なもの	そ の 他
転入届 （町内へ住所を移したとき）	住み始めてから14日以内	・ 印 鑑 ・ 転出証明書（転入のみ） ・ 印鑑登録証（転出のみ） ・ 国民健康保険証（加入者） ・ 国民年金手帳（加入者） ・ 身分証明書 （運転免許証、パスポートなどの官公署が発行したもの）	その他にも、老人保健などの各種手続きが必要となる場合があります。詳しくは、町民課へお問い合わせください。
転出届 （町外へ住所を移すとき）	転出する日まで		
転居届 （町内で住所を移したとき）	転居した日から14日以内		
世帯変更届	変更のあったときから14日以内		
外国人登録 （住所を異動したり在留期間の更新変更の場合）	変更のあったときから14日以内	・ 外国人登録証明書 ・ 変更を証明する書類（パスポート）	

印鑑登録

【本庁舎 町民課】

旧村の印鑑登録証は、引き続き使用できます。印鑑及び印鑑登録証は大切に保管してください。

● 印鑑登録をするとき ●

本人が登録する印鑑を持参の上、町民課で申請してください。

● 印鑑登録ができる方 ●

ときがわ町に住民登録又は外国人登録をしている方で満15歳以上の方は、1人1個に限り印鑑登録をすることができます。

※詳しくは、町民課へお問い合わせください。

証明書及び手数料

[本庁舎 町民課]
[第二庁舎 窓口センター（一部の事務を除く。）]

各種証明書の種類と手数料

証明書の区分	手数料（1件当たり）	証 明 窓 口	
戸籍全部事項証明※	450円	本庁舎町民課及び第二庁舎窓口センター	
戸籍個人事項証明※			
身分証明書			
戸籍の受理証明書	350円	本庁舎町民課	
戸籍記載事項証明書			
転出証明書			
住民基本台帳閲覧	1世帯 200円	本庁舎町民課 注）第二庁舎では閲覧できません。	
戸籍の附票の写し※	200円	本庁舎町民課及び第二庁舎窓口センター	
除籍全部事項証明等	750円		
除籍個人事項証明等			
住民票の写し（世帯全員）※	200円		
住民票の写し（個人）※			
住民票の記載事項証明書			
不在籍・不在住証明書			
印鑑登録証明書※			

※印の付いている証明書等については、都幾川郵便局でも取扱いをします。

総合相談

[家族相談支援センター]

家族相談支援センターでは、次の相談を受け付けます。

項 目	内 容
こころの相談	精神的な悩みに関すること
福祉相談	高齢者・障がい者・認知症・介護等に関すること
女性相談	ストーカー、ドメスティックバイオレンス（DV）、セクハラ等の悩みに関すること
心配ごと相談	生活の中での悩みやもめごとに関すること
こども相談	いじめや虐待など子ども自身の悩みに関すること
年金相談	年金制度や受給に関すること
人権相談	人権についての困りごとや、差別に関する悩みに関すること
教育相談	不登校やいじめ、就学問題等に関すること
住民法律相談	法律問題全般に関すること
迷惑相談	暴力被害、少年非行、交通事故等に関すること
行政相談	行政（国・県・町）の仕事に関すること
消費者相談	契約、金融に関すること
結婚相談	結婚（離婚）についての悩み等に関すること

水道

【第二庁舎 水道課】

● 届出が必要となる場合 ●

次のような場合は、水道課へ届け出てください。

- 所有者、使用者の名義が変わるとき……………所有者・使用者異動届
- 新築等により、新たに水道を使用するとき……………（再）開始届
- 転出や長期間にわたり水道を使用しないとき……………休・廃止届
- 持参するもの（印鑑・売買契約書の写し等）

● 工事は指定給水装置工事事業者に申込が必要です ●

家庭の水道工事（新設、増設、修繕等）をするときは、必ず町が指定した指定給水装置工事事業者（指定工事店）にお申し込みください。

同事業者以外で水道工事を行うと、出水不良や水質汚染などのトラブルの原因となりますのでご注意ください。

なお、指定工事店がわからないときは、水道課へお問い合わせください。

● 漏水について ●

漏水は水道料金に直接影響します。少しぐらい大丈夫と思って放置すると、後で料金を知って驚くことがあります。漏水の原因には次のような場合が多いので、至急町が指定した指定給水装置工事事業者（指定工事店）に連絡してください。

- 水洗トイレの水がいつも流れている。
- 温水器、ボイラー等から水が少しずつ漏れている。
- 太陽熱温水器から漏水し、雨樋を伝わって水が落ちている。
- 地下や床下で水が漏れている。

【漏水の発見方法】

地下や床下で漏水している場合は、目で見えることは非常に困難です。その時は、次のように調べてください。

- 家の中の蛇口を全部閉める。
 - メーター内の星印（パイロット）が回っているかどうか調べる。
 - もし少しでも回っていたら、どこかで水漏れしている可能性があります。
- ※応急処置として、メーターの中や手前にある止水栓（バルブ）を閉めてください。

● 水道メーターの検針 ●

使用した水の量は、正確に水道メーターに記録されます。水道メーターの検針は2か月に一度、基準日を基に検針員が訪問し、使用水量をお知らせします。

検針が正しく、能率よくできるように次の点にご協力ください。

犬は放し飼いにせず、メーターボックスから離れた所につないでください。

メーターボックスの上に車や物を置かないでください。

メーターボックスの中や周りはいつもきれいにしてください。

※検針月は今までどおりです。

旧都幾川村（区）地域……………1月、3月、5月、7月、9月、11月

旧玉川村（区）地域……………2月、4月、6月、8月、10月、12月

● 水道料金の支払 ●

【水道料金について】

水道料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税相当額を加えて計算します。請求は2か月分の使用料をまとめて請求します。なお、水道料金は現行のとおりです。

● 口座振替 ●

【支払方法】

お申込みの預貯金口座から自動的に引き落とされます。

なお、合併に伴いこれまで利用できなかった「飯能信用金庫」も新たに利用できるようになります。便利で簡単な口座振替にご協力をお願いします。

【取扱金融機関等】

埼玉りそな銀行本支店	りそな銀行本支店	武蔵野銀行本支店
東和銀行本支店	飯能信用金庫本支店	埼玉縣信用金庫本支店
中央労働金庫本支店	埼玉中央農業協同組合本支店	郵便局

● 窓口払い ●

2か月に一度、水道課から使用者に納入通知書を送付します。直接、役場窓口（水道課又は本庁舎会計室）か上記の取扱金融機関及び三菱東京UFJ銀行本支店にてお支払ください。

※詳しくは、水道課へお問い合わせください。

浄化槽

[本庁舎 環境課]

● 浄化槽設置管理事業 ●

この事業は、町が個々の住宅等の浄化槽を整備・管理することにより、清流保全や衛生的な生活環境を整えることを目的としています。

住民の皆様には事業の主旨をご理解いただき、推進にご協力をお願いします。

※詳しくは、環境課へお問い合わせください。

飼い犬

[本庁舎 環境課]

● 犬の登録 ●

生後90日を経過した犬については登録が義務付けられています。環境課窓口で登録手数料（1頭につき3,000円）を添えて申請してください。「鑑札」を交付しますので、必ず犬の首輪に付けてください。

なお、この登録は1頭につき1度行えば、その犬の生涯にわたり有効です。

● 狂犬病予防注射 ●

狂犬病の発生を未然に防ぐために、生後91日以上成犬1頭につき年1回の予防注射が義務付けられています。町では、獣医師会と連携して毎年春に予防注射を実施します。また、予防注射と同時に新規登録を行うこともできます。

日程などについては、「広報ときがわ」等でお知らせします。

● 犬の届出 ●

次のような場合は、環境課へ届出をしてください。

他市町村から転入した場合 鑑札（登録証）を持参してください。ときがわ町の鑑札と交換します。（無料）

飼い犬が死んでしまった場合

飼い犬が替わった場合

迷い犬を捕まえた場合

（旧村で鑑札を交付されている場合、交換の必要はありません。）

※詳しくは、環境課へお問い合わせください。

ごみ

[本庁舎 環境課]

● ごみ ●

ごみは、収集当日の朝8時までに出してください。指定の収集袋は各販売店にて販売していますので、お買い求めになってください。ごみステーションの管理は、利用者全員で責任をもって行ってください。

なお、ごみステーションには事業系ごみは出せません。

● ごみ収集カレンダー ●

ごみ収集カレンダーは、平成18年3月31日までは旧村でのごみ収集カレンダーを使用してください。平成18年4月1日からは、ときがわ町の新しいごみ収集カレンダーを使用し、各地域のごみステーションに搬出してください。

● 粗大ごみについて ●

個人で小川地区衛生組合に持ち込む場合は、搬入当日に環境課で証明書の発行を受けてください。（搬入量が50kgを超えると有料）

また、戸別収集を希望される場合は環境課で手続きをしてください。5品目を限度とし、1か月に一度収集に伺います。（有料）

※次の物は収集しません。詳しくは、環境課へお問い合わせください。

◆テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫

● 家庭用生ごみ処理器設置費補助金 ●

家庭から出される生ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、新たに生ごみ処理器を購入した方に購入費の2分の1の額を補助します。

限度額：電動式 20,000円、コンポスト式 5,000円

※詳しくは、環境課へお問い合わせください。

健康

【保健センター】

● 各種検査、健診 ●

検（健）診は生活習慣病の早期発見のためにも大変重要なものです。町では、次の検（健）診を実施しますので年1回は受診し、ご自身の健康管理に心がけてください。実施日程、自己負担額等は、「広報ときがわ」等でお知らせします。

【種 別】 基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウィルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、結核検診

【対象者】 町内在住者

※受診する検診の種別により対象年齢が設定されていますので、希望される方は保健センターで確認してください。

予防接種

【保健センター】

町では、次の予防接種を実施します。予防接種は感染症等の予防を図る上で大変重要なものです。接種日程は、「健康カレンダー」等で確認してください。なおインフルエンザについては、自己負担金1,000円がかかります。

※詳しくは、保健センターへお問い合わせください。

種 別	対象及び内容
ポリオ（小児まひ）	生後3か月～7歳6か月未満の間に、6週間以上の間隔をおいて2回投与（春秋に集団接種）
B C G	生後3か月～6か月未満の間に1回接種
三種混合 （ジフテリア、百日ぜき、破傷風）	生後3か月～7歳6か月未満の間 【初回】 3～8週間の間隔で3回接種 【追加】 初回終了後概ね1年経過した時期に1回接種
二種混合（ジフテリア、破傷風）	小学校6年時に1回接種
麻しん（はしか）	1歳～7歳6か月未満で1回接種（4月1日から変更予定）
風しん	1歳～7歳6か月未満で1回接種（4月1日から変更予定）
日本脳炎	平成17年度から休止
インフルエンザ	65歳以上（年1回）

子育て

【保健センター】

● 母子健康手帳・妊婦健康診査票 ●

母子健康手帳には、母子の健康・子どもの発育・予防接種状況などが記録されます。母子の健康管理のため、すべての母子に交付されることが母子保健法に定められています。窓口は保健センターです。妊娠が確実にになったら、お早めに交付を受けてください。

交付時には、妊婦健康診査受診票及び妊婦HIV抗体検査受診票をお渡ししています。妊婦健診（妊婦前期と後期1回ずつ）及びHIV抗体検査を公費で受けることができます。また、出産予定日時点で35歳以上の妊婦の方には妊婦超音波受診票もお渡ししており、検査を公費で受けることができます。

● 乳幼児健診 ●

◆4か月健診

【対 象】 4～5か月児

【内 容】 問診、身体計測、内科健診、離乳食相談、ブックスタート事業、保健相談

◆10か月健診

【対 象】 10～11か月児

【内 容】 問診、身体計測、内科健診、離乳食相談、歯磨き相談、保健相談

◆1歳6か月健診

【対 象】 1歳5～8か月児

【内 容】 問診、身体計測、内科・歯科健診、歯の染め出しと歯磨き相談、栄養相談、保健相談

◆2歳児健診

【対 象】 2歳4～6か月児

【内 容】 問診、身体計測、内科・歯科健診、歯の染め出しと歯磨き相談、栄養相談・保健相談

◆3歳児健診

【対 象】 3歳5～7か月児

【内 容】 問診、身体計測、内科・歯科健診、尿検査、育児相談、歯の染め出しと歯磨き相談、栄養相談、保健相談

● 両親学級 ●

妊娠・出産・育児に関する知識・技術の学習や、妊婦同士の仲間づくりを通し、出産に対する不安を軽減する目的で実施しています。対象は妊婦と夫・家族です。年2回で、それぞれ3日間 「出産」 「栄養」「育児」とテーマを決めて実施しています。助産師・栄養士・歯科衛生士・保健師による講義及び沐浴実習等を行います。

※詳しくは、保健センターへお問い合わせください。

障害者福祉

[本庁舎 福祉課]

● 身体障害者手帳 ●

身体（視覚、聴覚、肢体、心臓機能、呼吸器機能等）に障がいのある方が、法律に定める障がいの程度に該当すると認められた場合に交付します。障がいの程度（1～6級に区分）に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

● 精神障害者保健福祉手帳 ●

精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対し交付します。障がいの程度（1～3級に区分）に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

● 在宅重度心身障害者手当 ●

在宅で生活している身体障害者手帳1級、2級、療育手帳、Aの方で、住民税非課税の方に月額5,000円を支給します。

● 補装具 ●

車いす、補聴器等補装具を必要とする方に交付・修理を行います。

● 精神障害者通院医療費公費負担承認申請 ●

医師により精神障がいがあると認められた方が、入院によらず精神疾患の治療を受ける場合に、医療費を公費で負担します。

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

● 療育手帳（みどりの手帳） ●

児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方に交付します。障がいの程度（、A、B、Cに区分）に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

● 重度心身障害者医療費 ●

次のいずれかに該当する方に対し、医療費の保険診療一部負担金について助成します。
身体障害者手帳1級から3級の交付を受けた方
療養手帳、A、Bの方
65歳以上の方で、老人保健法の寝たきりの状態にある旨を市町村長から認定を受けた方等

● 更生医療 ●

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方に対し、障がいの程度を軽くしたり、障がいを除去したりするために行う医療で、国又は県が指定する医療機関で受けられます。

● 日常生活用具 ●

障がい者が日常生活を送る上で必要な生活用具や特殊ベッドの給付を行います。

主な支援制度

種 類	内 容
特別障害者手当	身体又は精神に重度の障がいがあるため、常時特別な介護が必要な20歳以上の方に月額26,520円を支給します。
福祉手当（経過措置分）	従前の福祉手当受給者で、特別障害者手当、障害基礎年金を受給していない20歳以上の方に月額14,430円を支給します。
障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるため、常時特別な介護が必要な20歳未満の方に月額14,430円を支給します。
支援費制度	在宅で利用できる居宅サービス（居宅生活支援）と、施設に入所又は通所して利用する施設サービス（施設訓練等支援）を利用者自らが選択し、事業者等と契約してサービスを利用する制度です。
生活サポート事業	障がい者の身近な地域のなかで外出支援や一時預かりなどにより、障がい者の社会参加と家族の介護軽減を図るための制度です。
身体障害者診断書料補助	身体障害者手帳、更生医療、補装具の交付申請に診断書等を必要とした場合、10,000円を上限に補助します。
重度心身障害者燃料費助成	身障手帳1～3級、療育手帳～B所持者又はその方と生計を一にする家族が、障がい者の通勤・通学・通院等に利用する車等の燃料費を、1リットル60円（1月30リットル上限）を補助します。（平成18年4月から精神福祉手帳1・2級の方も対象となります。）
重度身体障害者居宅改善整備費補助	下肢・体幹の重度の障がい者が、居宅の一部を障がいに応じて使いやすく改造する際に、費用の一部を補助します。
身体障害者自動車運転免許取得費補助	障がい者が自動車運転免許を取得する際の費用の一部を補助します。
身体障害者自動車改造費補助	就労等に伴い、障がい者が自ら所有し、運転する自動車の改造に伴う費用の一部を補助します。
福祉タクシー利用料助成	手帳を所持する障がい者にタクシー利用料金の一部を補助します。
有料道路通行料割引	障がい者が運転する場合や、重度の障がい者を乗せて運転する場合は、「割引の有効期間」を記載した障害者手帳を提示することにより有料道路の通行料の割引が受けられます。

※上記制度の詳しい内容や他の制度については、福祉課へお問い合わせください。

高齢者福祉

〔本庁舎 福祉課〕
〔第二庁舎 窓口センター（一部の事務を除く。）〕

● 指定保養所(温泉等)の利用補助券の交付 福祉課 ●

次のいずれかに該当する方に対し、利用補助券を交付します。

- 65歳以上の方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 疾病の治療に温泉の入湯が効果的であると医師が認めた方

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

● 配食サービス 福祉課 ●

在宅で生活している、次のいずれかに該当する方に対し、サービスを実施します。

- 65歳以上のひとり暮らしの方
- 65歳以上の高齢者世帯
- 40歳以上65歳未満の方で心身に障がい有し、支援が必要な方

児童福祉

〔本庁舎 福祉課〕

● 乳幼児医療費 ●

【対象者】

就学前の乳幼児が対象となります。受給資格登録をすることにより、保護者が医療機関で支払った保険診療一部負担金及び入院時食事代を申請に基づき助成します。

● 子育て支援児童医療費 ●

【対象者】

小学校1年生から小学校3年生修了前の児童が対象となります。受給資格登録をすることにより、保護者が医療機関で支払った保険診療一部負担金及び入院時食事代を申請に基づき助成します。

● 児童手当 ●

【対象者】

町内に住む小学校3年生修了前（9歳になって最初の3月31日）までの児童の保護者が対象となります。認定請求により、所得の審査を行い、受給資格を得た方に対して、年間3回（6月・10月・2月）手当を支給します。

● （特別）児童扶養手当 ●

【対象者】

町内に住む「母子家庭」、「養育者家庭」及び「重度の障がいのある父親」の子どもで、18歳に達した年度の3月末日までの児童及び20歳未満で障がいのある児童の育児を行う保護者で、所得制限に該当しない方が対象となります。

● ひとり親家庭等の医療費 ●

【対象者】

町内に住む母子・父子家庭、養育者家庭の子どもで18歳に達した年度の3月末日までの児童及び20歳未満で障がいのある児童とそれぞれの母若しくは父又は養育者で所得制限に該当しない方が対象となります。

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

介護保険

〔本庁舎 福祉課〕

● 被保険者 ●

40歳以上の方全員が介護保険被保険者となります。

被保険者証は65歳になったときに交付します。40歳から64歳までの方には要介護認定を受けたときに交付します。

● 介護保険料 ●

保険料は、介護保険を利用する人数や利用するサービスの量などから、その基準額を定めることになります。65歳以上の方にはこの基準に基づき、所得等により6段階に区分した保険料を負担していただきます。

年金受給者で年額18万円以上の方は年金から徴収され、これに該当しない方などは町に直接納めていただきます。

● サービスの利用者 ●

65歳以上の方で寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態の方や、常時の介護までは必要ないが家事や身支度など、日常生活に支援が必要な状態の方

40歳以上の方で初老期認知症、脳血管疾患などが原因とされる病気により要介護状態や要支援状態となった方

● 利用方法 ●

申 請

本人又は家族等が福祉課に申請してください。

要介護認定調査

訪問調査……調査員が本人の心身の状態について調査に伺います。

主治医意見書…町の依頼により主治医が意見書を作成します。

審査・認定

介護認定審査会で審査判定され、「要介護度」（介護が必要な度合）などが決まり、被保険者証に記入して本人に通知します。

介護サービス計画（ケアプラン）作成

本人や家族の意見などを踏まえ、介護支援専門員（ケアマネジャー）がプランを作成します。

サービス開始

計画に基づいたサービスを受けられます。利用者には受けた介護サービス費用の1割を負担していただきます。

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

税金

[本庁舎 税務課]

● 個人町民税 ●

1月1日（**賦課期日**）現在、ときがわ町に居住し、前年1月から12月までに一定額以上の所得があった方は前年の所得で計算されますので、今年の所得が無くても前年に所得があれば納めていただくことになります。

【申告の必要な方】

1月1日現在ときがわ町に住所がある方

● 法人町民税 ●

町内に事務所、事業所がある法人等に課税されます。それぞれの法人等が定める事業年度終了後、原則として2か月以内に法人等が納税することになります。

● 固定資産税 ●

固定資産税は、毎年1月1日（**賦課期日**）現在、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

● 軽自動車税 ●

毎年4月1日（**賦課期日**）現在、原動機付自転車・自動二輪車・小型特殊自動車・軽自動車を所有している方に課税されます。納期限は5月31日です。該当する車輛を取得したときは15日以内に、廃車をしたときは30日以内に申告してください。（届出は代理でも可）

● 国民健康保険税 ●

国民健康保険に加入した月から、国民健康保険税が課税されます。また40歳から64歳までの方については、介護保険料を合算した額が課税されます。

● 税金の納め方 ●

税金の納付は、次の金融機関の本・支店で取り扱います。

埼玉りそな銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、武蔵野銀行、東和銀行、埼玉中央農業協同組合、埼玉縣信用金庫、飯能信用金庫、中央労働金庫、郵便局

口座振替は上記の金融機関（三菱東京UFJ銀行は除く）で取り扱っています。指定された金融機関での振替手数料は無料です。口座振替の申込みは、随時受け付けています。

● 口座振替の手続 ●

納付書と通帳並びに該当の金融機関へ届出印を持参してください。なお、振替日は、各税目の納期限の日になります。

※詳しくは、税務課へお問い合わせください。

各種証明書の種類と手数料

税証明書の区分		手数料(1件当たり)	証 明 窓 口
個 人 町民税 県民税	町県民税決定証明書	200円	本庁舎税務課 及び 第二庁舎 窓口センター
	所得証明書		
	所得証明書（児童手当用）		
	課税証明書		
固 定 資産税	非課税証明書	200円	本庁舎税務課 及び 第二庁舎 窓口センター
	評価証明書		
	課税台帳記載事項証明		
	公租公課証明書		
閱 覧	資産証明書	200円	本庁舎税務課 ※第二庁舎では閲覧できません。
	所有証明書		
	土地台帳		
	家屋台帳		
納 税 証明書	名寄帳・課税台帳	200円	本庁舎税務課 及び 第二庁舎 窓口センター
	公 図		
	町県民税・固定資産税		
	法人町民税 ※1		
事 業 所	国民健康保険税	200円 (継続車検用は無料)	本庁舎税務課 及び 第二庁舎 窓口センター ※1 法人町民税の納税証明書については本庁舎での交付となります。
	軽自動車税		
	営業証明書		
	所在証明書		
住宅用家屋証明書		1,300円	本庁舎税務課 ※第二庁舎では交付できません。
※ときがわ町の電算打出し以外の様式（お客様持ち込みの様式）			

国民健康保険

[本庁舎 町民課]

● 届 出 ●

国民健康保険に加入するときや脱退するとき、又は家族に異動があったときは原則として14日以内に届出をしてください。

加入するとき

項 目	加入するとき	必要なもの
他市町村から転入してきたとき	転入してきた日	・ 他市町村の転出証明書 ・ 印 鑑
職場の健康保険をやめたとき	やめた日の翌日	・ 職場の健康保険をやめた証明書 ・ 印 鑑
生活保護を受けなくなったとき	受けなくなった日	・ 保護廃止通知 ・ 印 鑑
子どもが生まれたとき	生まれた日	・ 保険証 ・ 母子健康手帳 ・ 印 鑑

脱退するとき

項 目	脱退するとき	必要なもの
他市町村に転出したとき	転出した日の翌日	・ 保険証 ・ 印 鑑
職場の健康保険に加入したとき	加入した日の翌日	・ 国民健康保険証 ・ 社会保険の保険証 ・ 印 鑑
生活保護を受けたとき	受け始めた日	・ 保険証 ・ 保護開始通知書 ・ 印 鑑
加入者が死亡したとき	死亡した日の翌日	・ 保険証 ・ 死亡証明書 ・ 印 鑑

その他の届出

項 目	必要なもの
町内で住所が変わったとき	・ 保険証 ・ 印 鑑
世帯主が変わったとき	
世帯が分かれたり一緒になったとき	
仕事の都合や長期旅行などで保険証を分けたとき	・ 保険証 ・ 年金証書 ・ 印 鑑
退職者医療制度の対象になったとき	
保険証を紛失したとき	・ 申請者本人と確認できるもの ・ 印 鑑
修学のため、別に住所を定めたとき	・ 保険証 ・ 在学証明証又は学生証 ・ 印 鑑

※保険証の交付等は本人確認が必要です。届出には免許証、パスポートなどの官公署が発行した身分証明書が必要です。

● 出産育児一時金 ●

被保険者が出産した場合、出産育児一時金300,000円を支給します。
給付の対象となる「出産」は妊娠4か月以上の出産で、生産・死産・人工流産の別は問いません。双生児の場合は、1人を1出産とみなします。

● 葬祭費 ●

被保険者が亡くなり葬祭を行った場合、葬祭費として100,000円を支給します。

※詳しくは、町民課へお問い合わせください。

国民年金

[本庁舎 町民課]

● 国民年金の加入者 ●

国民年金は国籍を問わず日本に住んでいる20歳以上（学生を含む）60歳未満の方が全員加入する制度です。加入者が65歳以上になったとき、病気や事故などで障がい者となってしまったときなどに年金が支給されます。

ただし、保険料を納めない期間があると支給されなかったり、年金額が減額になる場合があります。

● 保険料の申請免除 ●

所得が低いなど経済的な理由や失業などで保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が免除される制度があります。保険料の免除を受けた期間も年金の受給資格期間となりますが、その期間の老齢基礎年金額は通常の3分の1となります。また、半額免除制度もあります。半額免除の場合は保険料の半額を納付することにより、その期間の老齢基礎年金額は通常の3分の2となります。さらに、30歳未満の方には、本人のみの収入で審査される納付猶予制度があります。ただし、納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金に反映されません。なお、免除承認後10年以内であれば追納できます。

● 学生納付特例制度 ●

学生本人の所得が一定以下の場合、申請により、在学中の保険料が後払いできます。なお、申請の承認後10年以内であれば追納できます。

申請して承認を受けた期間は、受給資格期間となります。後払いしない場合は老齢基礎年金額の中には反映されません。

※詳しくは、町民課へお問い合わせください。

教 育

[第二庁舎 教育総務課]

● 小・中学校入学通知 ●

小学校入学対象者には、10月に「就学時健康診断」を行います。
また、小・中学校入学対象者には、1月に「入学通知書」をお送りします。
次の場合は、教育総務課へご連絡ください。

入学通知書が届かないとき
病気や障がい等で就学先を相談したいとき
就学時健康診断を受けていないとき（小学校入学対象者）
国立・県立や私立の学校へ入学するとき
転出・転居を予定しているとき

● 転校の手続 ●

転校するときは、手続が必要です。

● 就学援助 ●

経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費などの教育費の一部を援助します。

● 関口茂八奨学金 ●

経済上の理由により学資の支出が困難な方に対し、奨学金を貸与し、有能な人材の育成を目的とした制度があります。

【対象者】

現にときがわ町に居住している方（通学のための転出は奨学金の対象になります。）
学校教育法に基づく高等学校（盲学校、ろう学校、養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校及び修業期間2年以上の専修学校・各種学校に入学又は在学中の方
在学する学校長又は出身学校長が推薦する方

※詳しくは、教育総務課へお問い合わせください。

町議会

[第二庁舎 議会事務局]

● 町議会 ●

本会議場で審議する会議（本会議）はどなたでも傍聴できます。議場入口で受付を済ませて傍聴してください。

● 議会だより ●

町議会では、議会だよりの発行を行っています。

※詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

広報

[本庁舎 総務課]

● 広報紙 ●

町の政策や町からのお知らせ、町内のさまざまな話題を掲載した広報紙「広報ときがわ」を毎月1回、第4金曜日に発行します。区長を通じて各家庭に配布するほか、公共施設や町内のコンビニエンスストアでも手に入れることができます。

● ホームページ ●

町からのお知らせ、イベント情報や観光情報等をホームページでも配信します。また、町へのご意見、ご質問等もお寄せいただけます。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.town.tokigawa.lg.jp>

※詳しくは、総務課へお問い合わせください。

各種機関等

各種機関等

機 関 名	住 所	電話番号
家族相談支援センター	ときがわ町大字関堀162-1	66-0222
保健センター	ときがわ町大字関堀151-1	65-1010
保健センター玉川分室【地域包括支援センター】(注)	ときがわ町大字玉川2515	65-1521
社会福祉協議会	ときがわ町大字桃木32	65-1536
グループホームやまゆり	ときがわ町大字大附320-9	66-0172
平保育園	ときがわ町大字西平708-1	67-0446
玉川保育園	ときがわ町大字玉川2685-2	65-5201
地域振興室	ときがわ町大字西平709-3	67-0014
建具会館	ときがわ町大字西平709-3	67-0049
勤労者福祉会館	ときがわ町大字西平709-3	67-0014
木のむら物産館	ときがわ町大字関堀188-1	65-0950
大野特産物販売所	ときがわ町大字大野86-1	67-0270
星と緑の創造センター	ときがわ町大字大野1853	67-0130
木のむらキャンプ場	ときがわ町大字大野1440	67-0850
やすらぎの家	ときがわ町大字西平720-1	67-0800
いこいの里大附	ときがわ町大字大附425	65-0322
明覚小学校	ときがわ町大字関堀65	65-0373
萩ヶ丘小学校	ときがわ町大字西平1153	67-0019
玉川小学校	ときがわ町大字玉川2666	65-1529
都幾川中学校	ときがわ町大字桃木50	65-0155
玉川中学校	ときがわ町大字玉川1385-2	65-1528
学校給食センター	ときがわ町大字桃木39-1	65-0014
玉川公民館	ときがわ町大字玉川2485	65-1521
都幾川公民館・図書室	ときがわ町大字桃木32	65-2656
文化センター（アスパiaたまがわ）	ときがわ町大字玉川2510	65-4858
図書館	ときがわ町大字玉川2510	65-4858
体育センター（せせらぎホール）	ときがわ町大字関堀148-1	65-3830
玉川トレーニングセンター	ときがわ町大字玉川2508	65-1521

(注) 地域包括支援センターは、平成18年4月1日設置予定

